東京農業大学校友会神奈川県支部会則

(名 称)

第 1 条 この会は、東京農業大学校友会神奈川県支部という。

(目 的)

第 2 条 この会は、会員相互の親睦を厚くし、東京農業大学の発展と会員の社会的地位 向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 1 会員の集合
 - 2 会員名簿の管理
 - 3 会員の情報収集及び連絡
 - 4 その他目的を達成するに必要なこと

(事務所)

第 4 条 この会は、事務所を幹事長宅に置く。

(分会の設置)

第 5 条 この会に各地域分会、職域分会を置くことができる。

(会 員)

第 6 条 この会の会員は、東京農業大学校友会会則 6 条に定義する正会員、特別会員及 び準会員で神奈川県在住(勤務者を含む)をもって組織する。

(役 員)

第 7 条 この会に次の役員を置く。

 支部長
 1名
 副支部長
 若干名
 幹事長
 1名
 常任理事
 若干名

 理事
 若干名
 監事
 1名
 会計
 1名

- 2 この会の役員構成は、各分会の役員の中から各 2 名の選出者及び役員会から 推薦された者をもって構成する。
- 3 役職については、役員会に於いて決定する。
- 第 8 条 役員は、総会に於いて報告する。

(役員の任務)

- 第 9 条 支部長は、この会を代表し会務を総理する。
- 第 10 条 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代理する。
- 第 11 条 幹事長は、会の事務を統括する。
- 第 12 条 常任理事・理事は役員会を組織し、重要事項その他を審議する。
- 第 13 条 監事は、会務及び会計を監査する。
- 第 14 条 会計は、この会の会計事務に当たる。

- 第 15 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第 16 条 この会に名誉支部長 1 名および顧問若干名を置くことができる。 なお、名誉支部長及び顧問は役員会の推薦により、総会に於いて推挙する。

(会 議)

- 第17条 この会の会議は、次の2種とする。
 - 1. 総会
 - 2. 役員会

なお、総会は2年度に1回通常総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 第 18 条 総会は、支部長が招集し、議長は支部長が当たる。
- 第 19 条 総会の出席者は、会則第 6 条に規定する会員を原則とするが、必要に応じ代議員によることができる。
 - 2 前項の規定に拘わらず代議員以外の会員の出席を妨げることはできない。
- 第 20 条 前条の代議員は、会則第 5 条に基づく分会設置規定により設置された分会会員 とし、代議員数は、地域・職域分会会員概ね 50 名に 1 名の割合とし、地域・職 域分会に於いて選出する。
 - 2 前項の代議員選出方法は、地域・職域分会に於いて決定することができる。
- 第21条 役員会は、必要に応じ支部長が招集し、議長を担当する。
 - 2 役員会は、重要な会務について協議する。
 - 3 役員会は、総会の招集が困難な場合に限り総会に代わる決定をすることができる。

ただし、この場合は、次の総会で報告するものとする。

第22条 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(運営資金)

- 第23条 この会の運営は、交付金、寄付金、その他の収入とする。
 - 2 資金の使途は、通信費、印刷製本費等事務経費及び諸会議開催並びにブロック 会議等に要する経費を主とし事務局に於いてこれを執行、管理する。
- 第24条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第25条 この会則の改廃は、総会の決議による。

付 則

- 1 この会の会則は、昭和 40 年 5 月 30 日より施行する。
- 2 この会則は、平成7年7月22日に一部改正し、施行する。
- 3 この会則は、平成9年10月25日に一部改正し、施行する。
- 4 この会則は、平成 25 年 9 月 28 日に改正し、施行する。
- 5 この会則は、平成27年9月5日に改正し、施行する。